

令和6年度第3回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月5日（水）13時30分～14時10分

2. 開催場所 市役所5階 会議室

3. 議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 3件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について 1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の承認について 1件
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 7件
議案第5号 農用地利用集積計画について
議案第6号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

4. 報 告 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 3件
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件
報告第3号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について 8件
報告第4号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更に係る認定について 70件

5. 出席委員 14名

会長8番吉井亨、1番野口哲由、2番細谷修、3番中田好一、
4番農宮弘子、5番平山光子、7番池田繁雄、9番石井政樹、
10番市原勉、11番斉藤ひろ子、12番子安明宏、13番秋山美徳、
14番片岡孝、15番戸田敏一

6. 欠席委員 6番篠崎輝武

7. 事務局 池田事務局長、小川主査

8. 議事録

議 長 委員定数15名中、14名出席しておりますので、総会は成立しております。
定足数に達しておりますので、これより令和6年度第3回農業委員会定例総会を開会いたします。それでは議事に入ります。
初めに、議事録署名人の指名であります。本日は、10番市原委員と11番斉藤委員を指名します。両委員、宜しくお願いいたします。
また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。
なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を

詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いします。本日の議案は、6議案です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認については、3件、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認については、1件、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の承認については、1件、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の承認については、7件、議案第5号、農用地利用集積計画について、議案第6号、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてです。

なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和6年5月29日、午前9時より、2班の野口委員、平山委員、池田委員、市原委員にご出席いただき、実施いたしました。なお、子安委員については、都合により欠席でございました。

また、議案書の7ページ、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の申請番号3から7については、農地の転用面積が3,000平方メートル以上であり、一般社団法人千葉県農業会議の常設審議委員会の審議案件となることから、地元の小野推進委員にも現地調査に立ち会っていただきました。なお、吉井会長につきましては、事前に現地を確認されております。

以上、ご報告申し上げます。

議 長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、池田委員より意見発表をお願いします。

7 番 番号1についてご説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は大豆谷字谷前の田、1,514平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は高齢化で農業経営を縮小したいため、譲受人にお願いしたものであります。営農計画においては、水稻の作付けを予定しています。5月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号2につきましても、池田委員より意見発表をお願いします。

7 番 番号2についてご説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は大豆谷字谷前の田、578平方メートルの畑です。譲渡人は相続

により農地を取得しましたが、農業をしておらず管理できないため、譲受人にお願いしました。なお、譲受人は番号１と同じ方であります。営農計画においては、水稻を予定しています。５月２９日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は３条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次 に、申請番号３につきまして、野口委員より意見発表をお願いします。

１ 番 番号３について説明いたします。本件は、農地法第３条の規定による所有権移転の申請です。申請地は油井字西前後谷の田、２，７３６と油井字走入下の畑、７９６平方メートルの農地です。譲受人は老齢及び身体不自由のため、経営承継のためです。生前贈与ということです。令和６年５月２９日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は３条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の４ページをお願いいたします。

申請番号１は、贈与による所有権移転の申請です。場所は、ハイビック東金インター木材市場の北西、約３００メートルに位置しています。譲渡人は老齢化による農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、贈与することとなったものです。作付作目は、水稻です。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号２は、贈与による所有権移転の申請です。場所は、ハイビック東金インター木材市場の北西、約３３０メートルに位置しています。譲渡人は相続により農地を取得したが、農業をしておらず、農地を管理できないため、譲受人は農業経営拡大のため、贈与することとなったものです。作付作目は、水稻です。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号３は、親子間の贈与による所有権移転の申請です。場所は、北中学校の北西、約７００メートルから北、約３００メートルに位置しています。譲渡人は老齢で身体不自由により耕作が困難なため、譲受人は経営承継のため、贈与することとなったものです。作付作目は、水稻、みかん、キウイフルーツ、柿等の果樹です。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

説明は以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

- 議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

- 議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成多数により原案どおり可決されました。
次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。
申請番号1につきまして、平山委員より意見発表をお願いします。

- 3 番 番号1について説明いたします。本件は、農地法第4条の規定による転用の申請です。申請地は、求名字南上野良の現況畑、621.91平方メートルの農地です。転用の目的は、共同住宅1棟の建築です。事業計画書、見積書、残高証明書等の関係書類も添付提出されております。排水計画では、汚水は合併浄化槽を設置し、雨水は南側水路へ放流する予定です。5月29日に現地を確認しております。特に問題はないものと思われます。以上です。

- 議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

- 事務局 議案書の5ページをお願いいたします。
申請番号1は、共同住宅1棟の建築を目的とする転用の申請です。場所は、城西国際大学の南東、約200メートルに位置しています。立地基準につきましては、申請地は、鉄道の駅から300メートル以内に位置する農地であり、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。本件は、城西国際大学の学生向けの共同住宅を計画したものです。所要資金につきましては、自己資金及び金融機関からの融資により賄う計画となっており、残高証明書及び融資証明書が添付されております。
説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

- 議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきましては、次の議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の申請番号2と関連しておりますので、併せて審議をお願いします。

申請番号1につきまして、市原委員より意見発表をお願いします。

10番 番号1について説明します。本件は、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請と農地法第5条の許可申請です。申請地は、堀上字君ヶ代の田、2筆、1,020平方メートルの農地です。この農地は、平成17年12月に貸駐車場として許可されたものです。今回は、計画の変更と転用を伴う所有権移転の申請です。転用の目的は、賃貸長屋住宅の建設です。埋立て工事を行い、土砂の流出防止には敷地境界にブロックを積みます。雨水は敷地内浸透とし、汚水は既設下水道管に接続します。5月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。必要な書類も全て整っていることから、許可相当と思われます。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の6ページと7ページ、議案第4号の申請番号2をお願いいたします。

本件は、転用事業の承継を伴う計画変更の承認申請です。譲渡人は、平成17年に本件申請地を貸駐車場として5条許可を受けましたが、その後、事情の変化による計画断念により、造成されずに今日に至り、今般、譲受人に承継することになったものです。申請地は、東金中学校の南、約200メートルに位置しています。転用の目的は、長屋住宅1棟の建築です。立地基準につきましては、申請地は、都市計画法に基づく用途地域内にある農地であることから、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、金融機関からの融資及び自己資金により賄う計画となっており、金融機関からの融資証明書及び不動産売買契約に基づく手付金の領収書が添付されています。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、ま

た、議案第４号の申請番号２について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第４号、農地法第５条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号１につきまして、市原委員より意見発表をお願いします。

１０番 番号１について説明します。本件は、農地法第５条の規定による所有権の移転を伴う転用の申請です。申請地は、北之幸谷字杉ノ木の田、１１１平方メートルの農地です。転用の目的は、事務所用地として利用するためです。個人で土木業を営っていますが、山武管内の仕事が多いために事務所用地を探していたところ、今回の土地を譲っていただけることとなりました。事務所１棟を建てます。山砂で埋立てを行い、土砂が流出しないようＬ型擁壁等を設置します。雨水は地下浸透とし、汚水は汲取りとします。５月２９日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類も整っていることから、許可相当と思われます。以上です。

議 長 次の申請番号２につきましては、先ほど審議済みでありますので省略いたします。

議 長 次に、申請番号３から７につきまして、池田委員より意見発表をお願いします。

７番 番号３～７については、関連がございますので一括でご説明します。本件は、農地法第５条の規定による所有権の移転を伴う転用の申請です。申請地は、大豆谷字打越の田、４，８９６．９１平方メートル、畑、９７３平方メートル、合計５，８６９．９１平方メートルの農地です。転用の目的は、事務所鉄骨造２階建１４２．０８平方メートル、工場鉄骨造２階建５７４．６５平方メートル、倉庫鉄骨造平家建６８．３３平方メートルの建築です。転用に伴う造成計画は、敷地内を山砂で埋立てを行い、舗装仕上げとします。隣接農地への被害防除対策については、周囲にブロックフェンスを設置し、土砂の流出を防止する計画です。また、排水については、雨水は調整池を設置し、集水して排水管で滝川に放流します。汚水、雑排水は合併浄化槽で排水管から滝川に放流する計画です。申請に必要な書類も全て整っておりますので、許可相当と判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の７ページをお願いいたします。

申請番号１は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、東金警察署

の北、約300メートルに位置しています。転用の目的は、事務所用地です。譲受人は、旭市で土木工事業を営んでおりますが、山武管内の方が仕事が多いため、本申請地に事務所を構えることとなったものです。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号3から7は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、ハイビック東金インター木材市場の南側に隣接しています。転用の目的は、事務所、工場、倉庫用地です。譲受人は、千葉県を中心とした首都圏エリアにて火力発電所や浄水場、石油化学プラント等の配管工事や、設備点検工事などを手掛けております。現在、九十九里町で会社を営んでおりますが、事務所、工場、倉庫が分散しており、道幅も狭く困っていたところ、敷地が広く、道路付きも良く一か所で事業ができる本申請地を求めたものです。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、金融機関からの融資により賄う計画となっており、融資証明書が添付されています。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第5号、農用地利用集積計画について審議に入ります。農政課より説明願います。

農政課 議案第5号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。別冊の「令和6年第6次農用地利用集積計画(案)」をご覧ください。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条第1項の規定による経過措置により、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「令和6年第6次農用地利用集積計画」についてお諮りします。

内容ですが、利用権の設定、3件、面積合計、11,608平方メートルであります。設定期間としましては、10年となっています。1ページが基盤法による10年の利用権設定の管理台帳、2ページが提出のありました各筆明細書になります

。10－1番は、大和の認定農業者への新規貸し付けです。続いて3ページですが、中間管理機構を介した10年の利用権設定の管理台帳です。4ページと5ページは提出のありました各筆明細書になります。10－2番は、福岡の認定農業者への新規貸し付けです。また、10－3番は、大網白里市においてネギの栽培を行っており、規模拡大のため本市において利用権の設定となったものであります。本市での利用権設定は新規となります。6ページと7ページになりますが、利用権の設定を受ける者の農業経営状況を記載しております。こちらは農家台帳の情報を基に作成しておりまして、農作業従事日数、機械の保有状況等について問題ないと思われます。

利用集積計画による案件は以上となります。ご審議の程宜しくお願いいたします。

議長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第5号、農用地利用集積計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、議案第6号、令和5年度農地等の利用の最適化の推進状況その他農業委員会における事務の実施状況について審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局 議案第6号、「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について、ご説明申し上げます。議案書は10ページ、資料は別紙の「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」になります。本議案につきましては、「農業委員会等に関する法律」に基づき、東金市農業委員会における農地等の利用の最適化の推進状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表するため、その内容についてお諮りし、ご承認をいただくものでございます。なお、ご承認いただきましたら、法令の規定により「インターネットの利用等により6月30日までに公表しなければならない。」とされていることから、本日、ご承認をいただきましたら、速やかにホームページにおいて公表したいと考えております。

1ページをご覧ください。こちらは農業委員会の状況について各数値を記しています。「農業委員会の状況」では、令和5年4月1日現在の状況を記載しております。1の「農業委員会の現在の体制」は、委員数を記載しており、2の「農家・農地等の概要」につきましては、国の統計調査等による数値を記載したものです。次に、2ページをご覧ください。ここから目標値に対する実績の報告になります。大きく4つの項目がありまして、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進、最

適化活動の活動目標となります。まず、農地の集積ですが、令和5年度の目標35.9%に対する実績となります。令和5年度末の集積率については、29.2%となり、目標を下回る結果となりました。なお、令和5年度末の集積面積は980ヘクタールで、令和4年度末が951ヘクタールでしたので、1年間で29ヘクタールの増加となりました。次に、「遊休農地の発生防止・解消」については、令和3年度の利用状況調査で示された1号遊休農地の中の緑区分の遊休農地を解消することを指標としており、それに対する実績となります。令和5年度の目標値6ヘクタールに対し、解消実績面積は0.1ヘクタールとなり目標に対しての達成状況は1.7%となり、目標を下回る結果となりました。なお、活動実績につきましては、10月に実施した利用状況調査の結果に基づき、1号遊休農地75ヘクタールについて利用意向調査を実施しました。

次に、新規参入の促進でございます。こちらは、目標設定が単純な新規参入者ではなく、地主の意向で新規参入者に対して土地を貸し付けても構わない旨を同意してもらい、その農地をホームページなどで公表したものであるかという実績になります。令和5年度の目標値5ヘクタールに対し、同意を得て公表している農地は無いため、目標を下回る結果となりました。なお、参考の新規参入者の数が4経営体となっていますが、こちらは農業経営基盤強化促進法第14条の4の規定により、新規で青年就農として認定された方です。

最後に、最適化活動の活動目標ですが、活動日数の目標は1人当たり月8日となっております。これに対して皆様から毎月提出していただいている活動報告をもとに算出すると平均して1人当たり月1.4日となっておりますので、実績としては目標を下回る結果となりました。ただし、こちらの日数についてですが、主に地元の農業者の方からの相談や会合などはカウントされますが、例えばこの総会や事務局からお願いしている地目変更登記に係る農地の確認などはカウントされません。その他、新規参入者相談会や、事務の実施状況については、記載のとおりです。

農業者の高齢化や後継者の不在など担い手不足も深刻化するなか、総じて実績としては目標を下回るという結果となりましたが、ご報告とさせていただきます。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第6号、令和5年度農地等の利用の最適化の推進状況その他農業委員会における事務の実施状況について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、報告第1号から第4号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の11ページから12ページをお願いいたします。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。4月26日から5月25日までに受付した案件は3件です。いずれも相続により所有権を取得したもので、斡旋等の希望はありません。

議案書の13ページをお願いいたします。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。4月26日から5月25日までに受付した案件は1件です。いずれも双方合意による賃貸借の解約です。

議案書の14ページをお願いします。

報告第3号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について」です。8件の照会があり、現地調査を5月24日に実施いたしました。調査の結果、いずれも農地への復元が困難な状況であると判断し、「非農地」で回答したものでございます。

議案書の15ページから16ページをお願いいたします。

報告第4号「地籍調査事業に伴う農地の地目変更に係る認定について」です。令和6年5月9日付けで東金市長より、農地70筆について照会がありました。現地調査したところ、すべて「非農地」で回答したものでございます。

報告事項については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(なし)

議長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦労様でした。

令和6年6月5日

議長

議事録署名人

議事録署名人